



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日 東 紡
代表者名 代表取締役社長 南園 克己
(コード番号 3110 東証第 1 部)
問合せ先 企画本部長 辻 裕一
(TEL 03-4582-5040)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日に開催予定の第 153 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「委員会設置会社への移行、役員人事および代表者の異動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、委員会設置会社への移行に必要な、委員会および執行役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 26 年 6 月 26 日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 26 年 6 月 26 日(木)

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第 4 条(機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p>	<p>第 4 条(機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会、報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p>
<p>第 14 条(総会の招集権者および議長)</p> <p>(1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 前項<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。</p>	<p>第 14 条(総会の招集権者および議長)</p> <p>(1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた<u>取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 前項で<u>定めた取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。</p>
<p>第 22 条(代表取締役および役付取締役)</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役</u>を選定する。</p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 22 条(役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 23 条(取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 前項<u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。</p> <p>(3) 取締役会の招集通知は各取締役および各<u>監査役</u>に対し会日の 3 日以前に発する、ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第 23 条(取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p>(1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた<u>取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 前項で<u>定めた取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。</p> <p>(3) 取締役会の招集通知は各<u>取締役</u>に対し会日の 3 日以前に発する、ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>第 26 条(報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 27 条(条文省略)</p>	<p>第 26 条(現行どおり)</p>

<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条(員数)当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第29条(選任)</p> <p>(1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条(任期)監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条(常勤の監査役)監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条(監査役会の招集通知)監査役会は各監査役が招集し、その招集通知は各監査役に対し会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条(監査役会規則)監査役会に関する事項は法令または本定款に定めがあるもののほかは監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条(報酬等)監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条(社外監査役の責任限定)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任の限定をする契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 委員会</p> <p>第27条(委員会の構成)</p> <p>(1)各委員会は取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。</p> <p>(2)監査委員会の委員は、当社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役または当社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。</p>

(新設)	<u>第 28 条(選定)</u> <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会を組織する取締役は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u>
(新設)	<u>第 29 条(各委員会の権限等)</u> <u>(1)指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u> <u>(2)各委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。</u>
(新設) (新設)	<u>第6章 執行役</u> <u>第 30 条(選任)</u> <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>第 31 条(任期)</u> <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>第 32 条(代表執行役)</u> <u>取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を1名以上選定する。</u>
(新設)	<u>第 33 条(役付執行役)</u> <u>取締役会は、その決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。</u>
(新設)	<u>第 34 条(執行役に関する事項)</u> <u>執行役に関する事項は、法令および定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。</u>
第 6 章 会計監査人 第 36 条～第 37 条	第 7 章 会計監査人 第 35 条～第 36 条(現行どおり)
第 7 章 計算 第 38 条～第 41 条	第 8 章 計算 第 37 条～第 40 条(現行どおり)

以 上